

太閤検地における

村位別石盛り制の研究(一)

佐藤満洋

目次

まえがき

D 近江国における村位別石盛り

E 越前国における村位別石盛り

F 大閤蔵入地における村位別石盛り

三 村位別石盛り制の起原

四 石盛り原則について

A 村位付けのし方

B 村位別石盛りのし方

五 村位別石盛り制の意義

あとがき

二 全国的に見た村位別石盛り

A 島津領における村位別石盛り (以上本号)

B 畿内における村位別石盛り

1 摂津の検地

2 河内の検地

3 和泉の検地

C 伊勢国における村位別石盛り

まえがき

本稿は太閤検地のうちの、いわゆる文禄検地における石盛りのし方について検討したものである。

従来、文禄検地は検地施行原則が制度化され、太閤検地に画期を与えたといわれている。そして、その制度化されたもののひとつに石盛りの確定があり、一般に石盛りは上田一石五斗・中田一石三斗・下田一石一斗・上畠一石二斗・中畠一石・下畠八斗・屋敷一石二斗が普遍化した石盛りとして考えられている^②。

しかし、同時に石盛りには村落差があることも認められている。そしてその原因についての検討も若干行なわれてはいるが^③、十分に究明し得ているとはいえない。

筆者は豊後国での文禄二年（一五九三）の検地帳を調査する過程で、石盛りを検討し直して見ると、村々を上・中・下の三段階に分けて村位をきめ、その村位ごとに共通の石盛りが行なわれていることを知ることができた。

筆者は当初この石盛りの制度を「村別石盛り制」^④と仮称したが、よりわかりやすい具体的な呼称とするために、「村位別石盛り制」^⑤と改め、仮称することにした。

そして豊後以外の国々での、村位別石盛り制度の有無を調べて見ると、薩摩・大隅・日向をはじめ、摂津・河内・和泉・伊勢・近江・越前等々の国々でも、文禄検地以後の検地で実施されていることを知ることができた。

本稿は右の諸国における村位別石盛りの実態を検討し、従来、十分に究明されていない石盛りのし方を解く手がかりを得ようとするものである。とはいっても未開分野の研究であり、その中間報告的試論であるため、独断・偏見があるうかと考えられる。大方の御批判、御叱正をお願いする次第である。

(註) ① 北島正元著『日本史概説』(二) 二七頁

② 例えば筆者の手近かなものとして、大石慎一郎他共著『日本經濟史論』上(二)(頁)や、高校での教科書、史料集等にもこの石盛りの使われたものが多い。

③ 宮川滿著『太閤検地論』(二) 二五九～二六〇頁

松尾寿「太閤検地の斗代について」『史林』(五二卷一号) 五一～六頁

拙稿「豊後における太閤検地について」大分県高等学校教育研究会『社会部会研究集録』(四) 三三～頁

④ 拙稿「文禄検地における臼杵町屋敷と石盛り」『大分県地方史』(五二号) 二九～四一頁

一 豊後国における文禄検地

(A) 新制度による南部四郡の検地

豊後における太閤検地説は六回を数えることができるが^①、実際に竿入れが行なわれたと考えられるのは、文禄二年(一五九三)^②の検地が初めのようである。

豊後国は鎌倉期以降、大友氏が領してきたが、文禄二年(一五九三)に至って大友義統は朝鮮出兵時における罪を糾されて改易となつた。そして豊後は没収されて一時、秀吉の蔵入地になつた^③。統いて同年、秀吉による本格的な検地が行なわれ、その後豊後は小藩に分割される結果となつた。

ところで、秀吉は豊後の検地にあたつて、検地奉行に加賀国大聖寺城主山口玄蕃頭宗永と、因幡国鳥取城主宮部善祥坊法印

桂俊の二人を任命し、前者には豊後南部の大分・海辺（部）・大野・直入の四郡を、後者には同北部の速見・国東・玖珠・日田の四郡をそれぞれ検地させた。^④

この時の検地帳で現存するものは管見によれば、わずかに十八冊を数えるにすぎないが、この内訳は山口玄蕃頭によつて作成されたものが十二冊、宮部法印の検地になるもの六冊となつてゐる。しかし山口検地によるものと、宮部検地によるものは多少内容が違うので、一応、項を分けて検討することにする。

現存する山口玄蕃の検地帳十二冊を郡別に見ると、第I-1表に示した通りである。

すなわち、大分郡が四冊、海辺郡五冊、大野郡一冊、直入郡一冊の計十二冊である。

この十二冊の検地帳に記載されている町や村数を見ると、大分郡四カ村、海辺郡十町と八カ村、大野郡五カ村、直入郡一カ村で、都合十町と十八カ村を数えることができる。

郡別に見るとその数はアンバランスであるが、一応、山口玄蕃の検地した四郡全部から検地帳が発見されているので、右の十二冊に見られる十町と十八カ村について検討すれば、山口玄蕃の検地のし方、および石盛りのし方を知ることができるであろう。

（第I-1表）文禄二年検地帳郡別一覧

| 郡名 | 冊数 | 検地帳名 | 記載町村数 | 備考 |
|----|----|--|--|--|
| 大分 | 4 | 豊後国大分郡津守ノ内片島村御検地帳（写） 豊後国大分郡滝河内上淵村御検地帳（写） 豊後国大分郡植田庄内高城村御検地帳 | 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 |
| | | 豊後国大分郡高田庄御検地帳（写） | 『県史料』 | |

| 郡名 | 冊数 | 検地帳名 | 記載町村数 | 備考 |
|----|----|--|----------------|-------------------------|
| 海部 | 5 | 豊後国海辺郡小佐井御検地帳（写） 豊後国海辺郡小佐井御検地帳（写） | 一村 二村 | 『県史料』 『県史料』 |
| 大野 | 2 | 豊後国海辺郡丹生庄御検地帳（写） 豊後国海辺郡丹生庄御検地帳（写） | 二村 三村 | 『県史料』 『県史料』 |
| 直入 | 1 | 豊後国大野郡野津院御検地帳（写） 豊後国大野郡野津院落谷村御検地帳（写） 豊後国直入郡上田北城後村御検地帳（写） | 四村 一村 一村 | 『県史料』 『県史料』 『県史料』 |

△註▽

『県史料』は『大分県史料』(19) 所収を示す。

町屋敷の石盛りについてはすでに別項で報告ずみであるので、本稿では村方について検討してみよう。

検地帳を見て、まず注目されることは、次に示す如く検地帳の表紙に書かれている村名の右肩に、「上ノ村」とか「中ノ村」、「下ノ村」と小さく書かれていることである（検地帳によってその場所は若干相違があるが）。

この「上ノ村」・「中ノ村」等は、従来は村の位置を示す「カミノ村」・「ナカノ村」の如く考えられていたのであるうか。全然問題にされることがなかつた。

しかし、それぞれの村の石盛りを調べて見ると、「上ノ村」「中ノ村」「下ノ村」では同じ上田でも、上ノ村は一石四斗、中ノ村は一石三斗、下ノ村は一石二斗の如く石盛りに相違がある。そして同じ「上ノ村」であれば郡が異つても石盛りが一致していることがわかつた。

(検地帳表紙記載例)
(表紙)

| | | |
|----------------|-------------|------------|
| 文 獻 (マツ) | 市村与四拾ヶ村之内 | 上ノ村 市 |
| 豊後國大野郡野津院御検地帳 | 中ノ村 寺小路村 | 下ノ村 日当村 |
| 山口玄番帳写 (マツ) | 下ノ村 赤迫村 | |

右のことから「上ノ村」「中ノ村」等はその村の位置を示すのではなく、村々の等級、すなわち村位を示すものであることがわかる。

豊後南部四郡の場合、検地にあたつて示された検地条目の類としては、山口玄蕃頭が大分郡戸次村の惣庄屋高橋左近に示した「条書」と「書状」^⑥が知られているだけで、石盛りのし方を明示したもののはまだ知られていない。

しかし、中ノ村に位付けされている「大分郡津守ノ内片島村御検地帳」写^⑦と、「直入郡上田北城後村御検地帳」写^⑧および下ノ村に位付けされている「大分郡植田庄内高城村御検地帳」^⑨の三冊の表紙には、次の如く村位と石盛りが明示されている。

(A) 片島村検地帳表紙裏書

中村田方斗
(代か)

| | |
|----|------|
| 上々 | 壹石五斗 |
| 上 | 壹石三斗 |
| 中 | 壹石一斗 |
| 下 | 九斗 |

下々 八斗

同畠方

壺石

上 中

下 六斗

壺石 六斗

城後村檢地帳表紙裏書

壺石三斗

壺石一斗

九斗

壺石

壺方

中之在所

壺方 八斗

六斗

壺方

八斗

壺石二斗

田方

八斗

壺石

壺石四斗

下 中 上 上々

(C)

高城村檢地帳表紙裏書

下ノ村

屋敷

七斗

老石代

下々

畠方

八斗

上

四斗

下

六斗

中

右の「検地帳表紙裏書」によつてみると、(A)史料は「中村」と書いてあり、(B)史料には「中之在所」と書かれていて、表現のし方は違うが両検地帳の石盛りは、田方・畠方ともに位付けが同じであれば一致している。

「中村」と「中之在所」は右のことからともに村位を示したもので、「チュウの村」「チュウの在所」と読んだものであることがわかる。それでこの「検地帳表紙裏書」は、その村位の石盛りを明示したものとして注目すべきものであるといえよう。

(C)史料を(A)(B)史料の「中ノ村」の石盛りと比較してみると、田方の上々田から下々田まですべて(C)史料の石盛りの方が一斗ずつ少くなっている。畠方は上畠から下畠まで二斗ずつ少く、村位の違いによる石盛りの違いを見ることができる。

右のことから(C)史料は「ゲの村」の石盛りを示したものであることがわかる。

上ノ村の検地帳で右の如く石盛りを明示した「検地帳表紙裏書」のあるものがまだ発見されていないが、検地帳の表紙に「上ノ村」と明記されている村の石盛りを計算して見ると、「上ノ村」と書かれたものであれば田畠位ごとに石盛りは一致し、それらは中ノ村の各田畠位より一斗ずつ高くなっている。

以上のことから、文禄二年（一五九三）の豊後南部四郡の検地では、村位を上・中・下の三段階に分けて、村位ごとに石盛りが行なわれていることを知ることができる。それで筆者はこの石盛りの制度を先述の如く「村位別石盛り制」^⑯と仮称することにした。

「検地帳表紙裏書」で石盛りを知ることのできる中ノ村を見ると、第1-2表に示す如く六カ村が見られる。この中ノ村の

石盛りは先掲の片島村「検地帳表紙裏書」でわかる如く、田方の石盛りは上々田一石五斗・上田一石三斗・中田一石一斗・下田一九斗・下々田一八斗と五段階に分けられている。城後村「検地帳表紙裏書」には上々田と下々田ではなく、実際の石盛りにおいてもそれは見られないが、上田、中田、下田の石盛りを個々の筆ごとに見ると、片島村の石盛りと一致している。

(第I-2表) 文禄二年豊後国南部四郡における中ノ村石盛り

| 番号 | 郡 | 村名 | 田方 | | | | 畠方 | | | | 屋敷 | | | | 備考 |
|----|-----|---------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|-----------|----------|----------|-----------|----------|----------|-----------|------|
| | | | 上々 | 上 | 中 | 下 | 下々 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | | |
| 1 | 大分郡 | 津守ノ内片島村 | 1.5 石斗 | 1.3 石斗 | 1.1 石斗 | .9 石斗 | .8 石斗 | 1.0 石斗 | .8 石斗 | .6 石斗 | 1.0 石斗 | .8 石斗 | .6 石斗 | 1.0 石斗 | 表紙裏書 |
| 2 | 大分郡 | 瀧河内上淵村 | 1.3 石斗 | 1.3 石斗 | 1.1 石斗 | .9 石斗 | .8 石斗 | 1.0 石斗 | .8 石斗 | .6 石斗 | 1.0 石斗 | .8 石斗 | .6 石斗 | 1.0 石斗 | 表紙裏書 |
| 3 | 海辺郡 | 丹生庄久所村 | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 大野郡 | 小佐井里村 | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 大野郡 | 野津院寺小路村 | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 直入郡 | 上田北城後村 | | | | | | | | | | | | | |

(註) 備考「表紙裏書」は「検地帳表紙裏書」の略。

また「大分郡瀧河内上淵村検地帳」写には村位こそ書かれていないが、「検地帳表紙裏書」があり、その石盛りは片島村や城後村のそれと同じである。同村もまた中ノ村であろう。

この外に、海辺郡丹生庄久所村と同郡小佐井里村^⑫、大野郡野津院寺小路^⑬の検地帳写には「表紙裏書」があり、その石盛りも上述の片島村等と同じ石盛りである。

表紙の村名の肩に中ノ村と書いてあり、一筆ごとの石盛りも上述の片島村等と同じ石盛りである。それで右の三カ村も中ノ村であることがわかる。

以上のことから、中ノ村田方の石盛りを整理して見ると、六カ村とも上・中・下田の石盛りはそれぞれ一石三斗・一石一斗・九斗になつてゐることを確認できる。そして片島村の「検地帳表紙裏書」および同村の実際の石盛りに上々田一一石五斗・下々田一八斗を見ることができるので、これを合せて中ノ村田方の石盛り全部を知ることができる。

また、「検地帳表紙裏書」の石盛りと、一筆ごとの石盛りは部分的な例外を除けばほとんど一致している。

また、畑方は六カ村とも上々畑と下々畑は見られず、「検地帳表紙裏書」のある村の石盛りも、ない村の石盛りも上畑一一石・中畑一八斗・下畑一六斗で、「検地帳表紙裏書」の石盛りと一致している。

右のことから、中ノ村の石盛りは「検地帳表紙裏書」のそれによつて行なわれたものであることがわかる。

なお、一筆ごとの石盛りを見ると、田畑の面積が一反とか二畝などの如く端数のない場合は、その石盛りはほとんど「検地帳表紙裏書」の石盛りと一致する。しかし面積に端数がある田畑の場合は「検地帳表紙裏書」の石盛りと必ずしも一致せず、端数のついた石盛りになつてゐるもののが見られる。

これは第I-1表に見る如く、ほとんどの検地帳が写本であるため、後世の写し間違いによるものか、あるいはこの村位別石盛り制そのものが新しい制度であつたため（詳細は後述）、検地者側、農民側とともに不慣れであつたことから生じた間違いではないかとも考えられるが、まだあきらかにし得ない。それでこの点は後日の課題としておきたい。

ともあれ「検地帳表紙裏書」の石盛りには端数がないし、各検地帳の一筆ごとの石盛りもこれに一致するものが圧倒的に多い事實を考えると、「検地帳表紙裏書」の石盛りは検地にあたつて示された法定石盛りであつたと考えてよいだらう。

次に「検地帳表紙裏書」のある下ノ村について検討して見よう。下ノ村は第I-3表に示す如く七カ村を数えることができる。

まず田方から見ると、「検地帳表紙裏書」のある大分郡植田庄内高城村の石盛りは、先述の如く中ノ村より一斗ずつ低い石盛り、すなわち、上々田一一石四斗・上田一一石二斗・中田一一石・下田一八斗・下々田一七斗になつてゐる。高城村同様に

上々田から下々田までそろつてある大野郡野津院落谷村の石盛りも同じ石盛りであり、他の五カ村の石盛りも上々田こそないが、下々田の一部を除けばすべて「検地帳表紙裏書」の石盛りに一致している。それで高城村の「検地帳表紙裏書」が下ノ村（第I-3表）文禄二年疊後国南部四郡下ノ村石盛り

| | | 番号 | | | | | | 郡 村 名 | | 田 方 | 畠 方 | 煙 方 | 下々 | 屋敷 備 考 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|--|------|-----|-----|----|--------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | | | |
| 1.4 | | | | | | | | | | 石斗 | 上々 | | | |
| 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | | | 石斗 | 上 | | | |
| 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | | | 石斗 | 中 | | | |
| .8 | .8 | .8 | .8 | .8 | .8 | .8 | .8 | | | 石斗 | 下 | | | |
| .7 | .7 | | | .7 | .6 | | | | | 石斗 | 下々 | | | |
| .8 | .8 | .8 | .8 | .8 | .8 | .8 | .8 | | | 石斗 | 上 | | | |
| .6 | .6 | .6 | .6 | .6 | .6 | .6 | .6 | | | 石斗 | 中 | | | |
| .4 | .4 | .4 | .4 | .4 | .4 | .4 | .4 | | | 石斗 | 下 | | | |
| | | | | | | | | | | 石斗 | 下々 | | | |
| 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | | | 石斗 | 屋敷 | | | |
| | | | | | | | | | | 表紙裏書 | | | | |

〔註〕
「表紙裏書」は「検地帳表紙裏書」の略。

の法定石盛りを示したものであることがわかる。ところで、海辺郡小佐井市ノ尾村と同郡丹生庄広内村の下々田の中には六斗または八斗という法定石盛りと異なるものが見られる。

市ノ尾村の石盛りを見ると、(1)一畝一斗二升・八畝一斗八升・一反二畝一七斗一升の如く石盛り六斗になるものや、(2)七畝一五斗八升で八斗になるもの、(3)三畝十二歩一斗七升二合で八斗一升になるもの、(4)二畝二十四歩一二斗一升で七斗八升六合になるものが見られる。

このうち(イ)は面積に端数があるので、仮りに計算間違いによるものと仮定しても、(イ)(ア)は面積に端数がないので計算間違いとは考えられない。そこで石盛りを他の田位のものと比較してみると、石盛り八斗の方は下田と下々田を感違いして、下田の石盛りを記帳したのではないかとも考えられるのである。また石盛り六斗の方は、上田・中田・下田の各田位差が二斗下りであるため、下々田も下田より二斗下りと感違いした結果生じた誤りの如く考えられる。

はなはだ独断的な考え方であるが、中ノ村「検地帳表紙裏書」も下ノ村のそれも、下々田の石盛りは下田より一斗下りであることから考えると、右の如く考えられるのである。

また広内村の下々田の中にも石盛りが六斗になるものが若干あるが、これも右の如く考えられそうである。
次に畠方を見ると、七カ村とも上畠一八斗・中畠一六斗・下畠一四斗になるものが圧倒的に多く、「検地帳表紙裏書」と一致している。ところが、大野郡野津院赤迫村には下々畠が見られるが石盛りは下畠と同額の四斗になつてゐる。「検地帳表紙裏書」には下々畠の石盛りは明示されていないので、これは上ノ村の石盛りを検討した後に検討しよう。

上ノ村は「検地帳表紙裏書」の見られる検地帳がまだ発見されていないが、検地帳の表紙に上ノ村と書かれている五カ村をまとめる第I-4表の如くなる。

畠方は大分郡高田庄家嶋村を除いた四カ村にあり、上々田一一石六斗・上田一一石四斗・中田一一石一斗・下田一一石・下々田一九斗で一致している。そして上述の中ノ村よりすべての田位にわたって石盛りが一斗ずつ高くなつてゐるので、この石盛りが上ノ村の石盛りだったのだろう。

畠方は家嶋村を除く四カ村は、上々畠一一石一斗一升・上畠一一石一斗・中畠一九斗・下畠一七斗になるものが最も多い。また下々畠は九斗と七斗のものが見られる。上・中・下畠は中ノ村畠方石盛りより一斗ずつ高くなつてゐるので、これも法定石盛りと考えてよさそうである。しかし上々畠と下々畠については検討が加えられねばならない。

(第I-4表) 文禄二年豊後国南部四郡上ノ村石盛り

| 番号 | | 村名 | | 田方 | | 畠方 | | 屋敷 | |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 上々 | 上 | 中 | 下々 | 上々 |
| 海辺郡丹生庄宮川内村 | 石斗 | 石斗 | 石斗 | 石斗 | 上々 | 上 | 中 | 下々 | 上々 |
| 政所村 | 1.6 | 1.4 | 1.4 | 1.4 | 石斗 | 石斗 | 石斗 | 石斗 | 石斗 |
| 平田村 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 石斗 | 石斗 | 石斗 | 石斗 | 石斗 |
| 大野郡野津院市村 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 石斗 | 石斗 | 石斗 | 石斗 | 石斗 |
| 大分郡高田庄家嶋村 | | | | | 1.1 | 1.1 | 1.1 | 1.1 | 1.1 |
| | | | | | .9 | .9 | .9 | .9 | .9 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

(註)

大野郡野津院市村は別に野津市村の名称がある。

すなわち上々畠があるのは宮川内村だけであるが、その面積と石盛りを見ると次の如くである。

- (1) 上々畠 壱反四畝廿弐歩 壱石六斗弐升
 (2) 上々畠 弐反八畝 三石八斗
 (3) 上々畠 弐反壹畝拾六歩 壱石三斗六升八合
 (4) 上々畠 壱反五畝 壱石六斗五升
 (5) 上々畠 七畝拾歩 八升七合
 (6) 上々畠 七畝拾歩 八斗七合

このうち(4)(5)を除く四筆はともに升未満を四捨五入すると、一石一斗一升の石盛りになり、上々畠十五・五筆十三筆がこの石盛りになる。(2)は一石三斗五升となりかなり高い石盛りになる。そこで検地帳に書かれている三石八斗を仮りに三石八升に置きかえてみると、石盛りは一石一斗一升になり、上述の石盛りと一致する。さらに(4)と(5)の面積は同じ七畝十歩であるのに、

石盛りは田が八升七合に、田が八斗七合になつてゐる。そこで田の八升七合を八斗七合にして計算をすると、田共に一石一斗一升になる。

これは田共に検地帳の記載段階での書き間違いか、あるいは先述の如く検地帳が写本であるため、後世の転記間違いによるものであろう。

以上のことから上々烟の石盛りは一石一斗一升であつた如く考えられるが、上烟と下烟の石盛り差から考えると、上烟よりわずかに一升多いだけというのは不自然な気がする。

豊後では烟方は一般に田方よりも生産性が低いが、文禄検地当時も同様であつたのである。この点を考慮して、上烟よりわずかに一升だけ多い烟位差で石盛りしたものであろう。

家嶋村には中烟・下烟・下々烟が見られるが、石盛りは中烟一八斗・下烟一六斗・下々烟一六斗になつており、中烟と下烟は他の四カ村に此べると一斗ずつ低くなつてゐる。この石盛りは他村と村位が違うようにも考えられるので、先述の中ノ村烟方と此べて見ると、両者はまったく一致する。それで家嶋村の石盛りは中ノ村のそれである如く考えられるのである。とはいへ、「家嶋村検地帳」の表紙には「上ノ村」と明記されている。それでこれは検地帳作成段階での村位の感違いによる石盛りの違いか、あるいは同検地帳が写本であるので、後世における村位の書き違いかのいずれかであろう。しかしこのことを詳らかにする史料がないので、本稿では石盛りの方をとつて、検地帳表紙の村位は書き間違いであると仮定しておきたい。

ところで下々烟は宮川内村にだけあり、石盛りは九斗と七斗と巾広いものになつてゐる。これは中烟と下烟の石盛りに相当する。また先に中ノ村並の石盛りであると述べた家嶋村の下々烟は、下烟と下々烟が並記されている所でも同額の六斗に石盛りされている。ここも下烟並（中ノ村の）の高い石盛りである。さらに先に検討末了のままにしてあつた下ノ村赤迫村でも、下烟と下々烟が隣り合せて同じ四斗で並記されている例がある。これも下ノ村下烟並の高い石盛りである。

検地帳には下烟と下々烟があきらかに書き分けてあるので、検地段階では両者の区別があつたことは明白である。にもかか

わらず下畠と下々畠の石盛りが混同されており、下々畠らしい石盛りが見られないのは不思議である。

豊後では発見されていないが、文禄三年（一五九四）の和泉国での「検地条目」^⑯によると、「下々は見斗可相究事」という一ヵ条が見られる。それで豊後南部四郡の検地でも検地奉行の裁量にまかせて、「下々は見斗」とされたのであろうか。それで右の様な理解しにくい石盛りになつてゐるのかとも考えられる。これはあくまで筆者の想像であるので後日を期したい。

次に屋敷方の石盛りについて見ると、部分的には検地帳が写本であるため、後世の写し間違いか、あるいは検地帳作成段階の計算間違いではないかと考えられる石盛りがあるにはあるが、全般的に見て上ノ村・中ノ村・下ノ村とも、村位には関係なく一様に一石に石盛りされている。「検地帳表紙裏書」は中ノ村も下ノ村も一石になつてゐるので、屋敷の石盛りは一石と記まつていたのであるう。そしてその一石という石盛りは中ノ村上畠と同額であることが注目される。

文禄三年（一五九四）の島津領の検地に際して出された「豊臣秀吉朱印状」^⑯によると、島津領の場合は「惣國屋敷方・壱石・代」と明示されており、ここも中ノ村上畠と同額であることは、屋敷の石盛りを考えるうえで注目しなければならない点であろう。

以上、豊後南部四郡における文禄二年（一五九三）の村位別石盛りを村位ごとに検討してきたが、これを整理すると第Ⅰ-5表の如くなる。

村位は上・中・下の三段階で、田方は上々田から下々田まで五段階に分けられている。そして全村位とも田位差は上々田から下田までは二斗下り、下田と下々田との差は一斗に石盛りされている。また村位間の石盛りの差、すなわち村位差は一斗で、これも一定している。

(第I-5表) 文禄二年 豊後南部四郡における村位別石盛り

| | | 田 | | 方 | | 畠 | | 方 | | 屋敷 | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|
| | | 上 | ノ | 中 | ノ | 下 | 々 | 上 | ノ | 中 | 下 |
| 下 | ノ | 村 | ノ | 村 | ノ | 村 | 々 | 村 | ノ | 村 | 々 |
| 1.4 | 1.5 | 1.6 | 石斗 | 上々 | 上 | 中 | 下 | 下々 | 上々 | 中 | 下々 |
| 1.2 | 1.3 | 1.4 | 石斗 | 上 | 中 | 下 | 下々 | 上々 | 中 | 下 | 下々 |
| 1.0 | 1.1 | 1.2 | 石斗 | 中 | 下 | 下々 | 上々 | 上 | 中 | 下 | 下々 |
| .8 | .9 | 1.0 | 石斗 | 下 | 下々 | 上々 | 上 | 中 | 下 | 下々 | 上々 |
| .7 | .8 | .9 | 石斗 | 下々 | 上々 | 上 | 中 | 下 | 下々 | 上々 | 上 |
| | | | 1.1 | 石斗 | 上 | 中 | 下 | 下々 | 上々 | 中 | 下々 |
| | | | .8 | 1.0 | 1.1 | 石斗 | 下 | 下々 | 上々 | 中 | 下々 |
| | | | .6 | .8 | .9 | 石斗 | 中 | 下 | 下々 | 上々 | 上 |
| | | | .4 | .6 | .7 | 石斗 | 下 | 下々 | 上々 | 中 | 下々 |
| | | | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 石斗 | 下々 | 上々 | 中 | 下 | 下々 |

(註) 下々畠は石盛りがあきらかでないため省略。

畠方は、上々畠は上ノ村にだけしかなく、また下々畠は先述の如く下々畠らしい一定した石盛りが見られないのと、この両畠位を一応除外して整理してみると、上畠から下畠までの畠位差は全村位とも二斗下りの石盛りになっている。しかし、村位差は上ノ村と中ノ村の間が一斗で、これは田方の場合と同様であるが、中ノ村と下ノ村の差は二斗でここだけが違っている。

以上整理したことから次のようないうな諸点が考えられる。

(1) 村位別石盛り制は、村位分けにより村位ごとの石盛り一複数の石盛りを行なっている。(2) 各田位、畠位間の差は原則として二斗下りになつていて、(3) 村位差は原則として一斗になつていて、(4) 屋敷は中ノ村上畠の石盛りと同じ二石で、村位とは無関係で全村位共通である。(5) ただし例外として見られるものに次の諸点がある。(a) 田方にあつては下田と下々田の田位差だけが一斗になつておらず、(b) 畠方にあつては中ノ村と下ノ村の村位差は二斗になつておらず、(c) そして上々畠は上畠よりわずかに一升多い石盛りで、他の畠位より一斗九升も少い畠位差になつておらず、(d) また下々畠は畠位だけは設けられているが、石盛りは他の畠位ほど明確でない。

右の諸点から豊後南部四郡における村位別石盛り制を次のように理解することができる。

すなわち、(1)～(3)の事項から、従来の単一型の石盛りに比べると、より合理的に村ごとの生産性を考慮したすぐれた石盛り制になつてゐる。(5)の(四)(五)の如き二点もこの複式型の村位別石盛り制が、在地の実状に合つた合理的な石盛りであつたろうことが考えられる。しかし、同時に(4)と(5)の(四)(五)は合理的石盛りという隠れ蓑の陰で収奪を忘れていない点も注目しなければならない(詳細は後述)。

ともあれ、この村位別石盛り制は従来の単一型の石盛りのし方から、合理的な制度になつてゐることは事実である。そこでこのような石盛りをするための村位のきめ方や、石盛りのし方、さらには農民との関係等々の問題が検討されねばならないがこれらは項を改めて検討することにして、本項では豊後南部四郡における村位別石盛りの実態を紹介するにとどめておきたい。

(註)

- (1) 拙稿「豊後における太閤検地について」大分県高校教育研究会『社会部会研究集録』(四)二九～三五頁。
- (2) 渡辺澄夫「太閤検地」『大分県の文化と歴史』一五九頁。
- (3) 『史料総覽』(一三)「文禄二年五月一日」の条。
- (4) 『豊陽古事談』
- (5) 拙高「文禄検地における臼杵町屋敷と石盛り」『大分県地方史』(五一)二九～四二頁。
- (6) 「高橋文書」『大分県史料』(二五)三七二～二七四頁。
- (7) 「渡辺澄夫博士所蔵文書」(津久見市宮本町)
- (8) 「田北フサ子氏所蔵文書」(大分県直入郡直入町城後)
- (9) 「安東清一氏所蔵文書」(大分市大字高瀬)野口喜久雄氏が発見、御教示いただいた。記して謝意を表したい。
- (10) (11) 「立川輝信氏所蔵文書」(大分市上野丘西二一一一)

(12)(13)(14) 「渡辺澄夫博士所蔵文書」『大分県史料』(一九)所収。

(15) 「かりそめのひとりごと」『和泉市史』(二)三三一頁。

(16) 「島津家文書」一一〇〇『大日本古文書』(家わけ一六)。

(B) 北部四郡の村位別石盛り

文禄二年(一五九三)の豊後の検地で、北部四郡—国東、速見、玖珠、日田—を検地した宮部善祥坊法印の検地帳は從来知られておらず、空白のままになっていた。ところが最近、北岡文庫に所蔵されている宮部検地帳六冊、四カ村分を調査するという幸運に恵まれた。

この検地帳は六冊とも速見郡のものであるが、地域別に見ると由布院—二カ村、木付庄—一カ村、山香郷日指—一カ村の計四カ村分である。(左表参照)。

(第I-6表) 宮部法印検地帳

| 速見郡 | | 郡名 | 検地帳名 | 田品 |
|--------------------|----------------|----|------|----|
| 豊後国 | 速見郡由布院石武名御検地野帳 | | | |
| 豊後国 | 速見郡由布院石武名御検地野帳 | | | |
| 由布院内幸野村 | | | | |
| 田方御検地帳(速見郡木付庄中津村) | | 田方 | 田方 | 田方 |
| 畠方御検地帳(速見郡木付庄中津村) | | 畠方 | 畠方 | 田方 |
| 速見郡山香郷日指之内下河内村御検地帳 | | | | |

検地帳ごとの石盛りについて見ると、山香郷日指の下河内村は畠方だけしか知ることはできないが、上烟一石四斗・中畠一石二斗・下畠一石・屋敷一石となっている（第I-7表参照）。この石盛りと、「参考」として掲げた南部四郡の村位別石盛りの畠方と比べて見ると、南部四郡の上ノ村よりも下河内の石盛りの方がはるかに高いものになつてゐる。「下河内村検地帳」の表紙中央上部に「上村」と書いてあるが、これが南部四郡の場合と同様に村位の「上ノ村」を示すものであるな（第I-7表）北部四郡石盛り

| | | 村名 | | 検地帳表紙 | | 田方 | | 畠方 | | 畠方 | | 畠方 | |
|-----|-----|--------|-----------|-------|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 日指 | 下河内村 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 |
| | | 木付庄中津村 | 由布院石武名(1) | 下 | (中) | | 石斗 |
| 同 | (2) | 幸野村 | 同 | 下 | (下) | | 1.4 | 1.4 | 1.4 | 1.4 | 1.4 | 1.4 | 1.4 |
| 1.4 | 1.5 | 石斗 | 上々 | | | | 1.4 | 1.4 | 1.4 | 1.4 | 1.4 | 1.4 | 1.4 |
| 1.2 | 1.3 | 石斗 | 上 | | | | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 |
| 1.0 | 1.1 | 石斗 | 中 | | | | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| .8 | .9 | 石斗 | 下 | | | | .8 | .8 | .8 | .8 | .8 | .8 | .8 |
| .7 | .8 | 石斗 | 下々 | | | | .7 | .7 | .7 | .7 | .7 | .7 | .7 |
| | | 石斗 | 上々 | | | | | | | | | | |
| | | 石斗 | 上 | | | | | | | | | | |
| .8 | 1.0 | 石斗 | 中 | | | | .6 | .8 | .9 | .9 | .9 | .9 | .9 |
| .6 | .8 | 石斗 | 下 | | | | .4 | .6 | .7 | .7 | .7 | .7 | .7 |
| 1.0 | 1.0 | 石斗 | 屋敷 | | | | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |

(参考) 南部四郡村位別石盛り

| 下ノ村 | 中ノ村 | 上ノ村 | 村位付品 | 田畠位付品 | 田方 | 畠方 | 煙方 | 屋敷 |
|-----|-----|------|------|-------|----|----|----|----|
| 1.4 | 1.5 | 1.6 | 石斗 | 上々 | | | | |
| 1.2 | 1.3 | 1.4 | 石斗 | 上 | | | | |
| 1.0 | 1.1 | 1.2 | 石斗 | 中 | | | | |
| .8 | .9 | 1.03 | 石斗 | 下 | | | | |
| .7 | .8 | 石斗 | 下々 | | | | | |
| | | 石斗 | 上々 | | | | | |
| | | 石斗 | 上 | | | | | |
| .8 | 1.0 | 1.1 | 石斗 | 中 | | | | |
| .6 | .8 | .9 | 石斗 | 下 | | | | |
| 1.0 | 1.0 | 1.0 | 石斗 | 屋敷 | | | | |

らば、北部四郡の石盛りはかなり高いものであつたことになる。

木付庄中津村は田方・烟方とも検地帳が揃つてゐるが、田方の石盛りは下河内村烟方の石盛りとまつたく同じ石盛りである。しかし烟方は上烟一石二斗・中烟一石・下烟一八斗で、全烟位とも下河内村より二斗ずつ低くなつてゐる。「中津村検地帳」は田方・烟方の一冊とも、表紙上部左方に「下」と書いてあり、下河内村より石盛りが低いことから考へると、この「下」は下ノ村を意味するものの如く考えられる。

そこで中津村の石盛りを南部四郡のそれと比較して見ると、田方の石盛りは南部四郡の上ノ村と同額であるが、烟方は南部四郡の上ノ村より全烟位にわたつて一斗ずつ高くなつてゐる。この中津村の石盛りを下ノ村の石盛りであると仮定すれば、北部四郡の石盛りは下河内村の場合と考え合せるときに、相当厳しいものであつたことが考えられる。

由布院石武名の「田方検地帳」は二冊あるが、二冊とも「検地野帳」となつており、表紙の上部左寄りに、一冊は「中」、一冊は「下」と書かれている。同一村（名）内で村位を中・下と区別するのは不自然であるので、二冊の石盛りを比較して見ると、極く一部の例外（下田）を除けば二冊とも上述の中津村田方の石盛りと同額である。それで石武名の村位は下ノ村と考えることができる。表紙に書かれている「中」・「下」はこの場合は村位を示すものではなく、「検地野帳」が上・中・下の三冊作られていたうちの、中・下の二冊らしく考えられるのである。そのため表紙の「中」・「下」は石盛りとは無関係の記号になつてゐるのであろう。

また「由布院幸野村検地帳」も田方分だけしか残つていないが、石盛りは中津村や石武名と同額になつてゐる。そして検地帳の表紙上部左方に「下」と書いてあるが、これは石盛りから考へて中津村同様に下ノ村を示すものようである。

以上の結果を整理して見ると第I-8表の如くなる。これによると、南部四郡とはかなり内容の異つた村位別石盛りが、北部四郡では行なわれてゐることを知ることができる。(1) 烟方の石盛りは上ノ村・

そして知り得た上ノ村烟方と下ノ村田方・烟方の石盛りから次のことを推測することができる。(1) 烟方の石盛りは上ノ村・

(第I-8表) 文禄二年・豊後北部四郡の村位別石盛り

| 村位 | 田方 | | | 畑方 | | | 備考 |
|-----|-----|-----|-----|-----------|-----------|-----------|-------------------|
| | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | |
| 上ノ村 | 石斗 | 石斗 | 石斗 | 石斗 | 石斗 | 石斗 | |
| 中ノ村 | 1.4 | 1.2 | 1.0 | 1.2 (1.3) | 1.4 (1.1) | 1.2 (1.0) | |
| 下ノ村 | 1.2 | .8 | 1.2 | 1.0 (0.9) | 1.0 | 1.0 | 中津村 武名村 幸野村 |
| | | | | | | | 下河内村 |
| | | | | | | | |

(註) 中ノ村畑方は推定石盛り。

下ノ村とも畑位差は二斗で、この畑位差は南部四郡の畑位差と一致している。(2)また下ノ村田方の石盛りも二斗下りで南部四郡の田位差と一致している。(3)畑方における上ノ村と下ノ村との村位差は二斗であるので、両者の中間にるべき中ノ村の石盛りは、上畑一石三斗・中畑一石一斗・下畑一九斗を推定できる。中ノ村畑方の石盛りを右の如く推定すると、上ノ村と下ノ村の村位差はすべて一斗になり、この村位差も南部四郡の田方および、畑方の上ノ村と中ノ村間の村位差と一致する。

(4)以上のことから村位別石盛りの制度は南部四郡のそれと比べると、施行の面では検地奉行の個人差、ないしは地域差が見られるが、村位差と田・畑位差は一定の原則のもとに石盛りが行なわれているらしいことを知ることができる。⁽²⁾

なお、屋敷の石盛りはわずかに二カ村分しかわかつておらず、しかも一石と一石二斗の二通りがあるので、これは後日、史料の発見をまつて検討することにしたい。

従来、宮部法印の検地は山口玄蕃の検地に比べて寛大であつたと一部に伝えられているが⁽³⁾、右に見たかぎりにおいては、南部四郡よりも逆に厳しい検地であつた如く考えられるのは、まことに皮肉な結果である。

以上文禄二年(一五九三)の豊後における太閤検地の村位別石盛りの実態を紹介してきたが、豊後以外の地域ではどのようにになっているだろうか。項を改めて検討してみよう。

(註)

① 熊本市「北岡文庫所蔵文書」。国立大分工専野口喜久雄氏の御好意で影写本を見せていただいた。氏に深く謝意を表します。

② この原則を田方にあてはめて村位差を一斗と仮定すると、中ノ村上田は一石五斗、上ノ村上田は一石六斗となり、各村位とも中田以下は二斗下りの石盛りが一応考えられるが、これはあくまで推定の域を出ないので、今後の史料発見を期したい。

③ 『杵築市誌』一八六〇—一八七頁

二 全国的に見た村位別石盛り制

(A) 島津領における村位別石盛り

村々に村位を付けて石盛りを行なつたものとして、広く知られている史料に文禄三年（一五九四）の島津領薩摩・大隅・日向での検地史料「島津氏分国検地斗代注文」と、「豊臣秀吉朱印状案」^①がある。次に両史料を掲げ、秀吉の検地にたいする姿勢と村位別石盛りの内容を検討しよう。

(A) 島津氏分国検地斗代注文

薩摩・大隅・諸県（日向）

一、上の在所田方

上田壱反三付 壱石七斗代

| | |
|----------|----------------|
| 中田壱反ニ付 | 壱石四斗代 |
| 下田壱反ニ付 | 壱石壱斗代 |
| 一、中の在所田方 | |
| 上田壱反ニ付 | 壱石參斗代 |
| 中田壱反ニ付 | 壱石代 |
| 下田壱反ニ付 | 七斗代 |
| 一、下の在所田方 | |
| 上田壱反ニ付 | 九斗代 |
| 中田壱反ニ付 | 六斗代 |
| 下田壱反ニ付 | 參斗代 |
| 一、上の在所畠方 | 但さこく物・きび・そば・いも |
| 上畠壱反ニ付 | 壱石武斗代 |
| 中畠壱反ニ付 | 九斗代 |
| 下畠壱反ニ付 | 六斗代 |
| 山畠壱反ニ付 | 壱斗代 |
| 一、中の在所畠方 | |
| 上畠壱反ニ付 | 但さこく物・きび・そば・いも |
| 中畠壱反ニ付 | 五升代 |
| 下畠壱反ニ付 | 參斗代 |
| 壱斗參升代 | |

山畠壱反ニ付 七升

一、下の在所畠方 但さこく物・きび・そば・いも

上畠壱反ニ付 武斗代

中畠壱反ニ付 壱斗代

下畠壱反ニ付 六升代

山畠壱反ニ付 四升

文
~文
禄~
三

七月十一日

(B) 豊臣秀吉朱印状案

御朱印之写

鷗津殿分国御検地斗代之事

一、五間六拾間壱反事 但あせ、井ミそ除之

上田壱石六斗代、中田壱石四斗代、下田壱石二斗代

一、上ノ村

上田壱石二斗代、中畠壱石代、下畠八斗代

一、中ノ村

上田壱石四斗代、中田壱石二斗代、下田壱石代
上畠壱石代、中畠八斗代、下畠六斗代

一、下ノ村

上田壱石二斗代、中田壱石代、下田八斗代
上畠八斗代、中畠六斗代、下畠四斗代

一、下々ノ村 上田壱石代、中田八斗代、下田六斗代
上畠七斗代、中畠五斗代、下畠三斗代

一、惣国 屋敷方 壱石代
一、町方屋敷方 壱石三斗代 但上中下

右之旨 入念可相究之者也

可有之

文禄三年七月拾六日

右の(A)文書は文禄三年(一五九四)七月十一日付けで、村位を上・中・下の三段階に分けて石盛りをしている。これにたいして(B)文書はわずか五日後の同月十六日付けになつており、村位を上・中・下・下々の四段階に分け直し、石盛りも全面的に訂正したものになつてゐる。

この相異なる石盛りについて見ると次の如くである。

七月十一日付けの(A)文書では、上の在所、すなわち上ノ村の石盛りは上田一一石七斗・中田一一石四斗・下田一一石一斗で、田位差は三斗下りになつてゐる。中の在所は上田一一石三斗・中田一一石・下田一七斗でここも三斗下りであり、下の在所も上田一九斗・中田一六斗・下田一三斗で、同じく三斗下りの石盛りになつてゐる。そして村位間の石盛りの違い、すなわち村位差はすべて四斗で一定している。これを表示すれば第Ⅱ-1表の如くなる。

畑方の石盛りは、上の在所が上畠一一石二斗・中畠一九斗・下畠一六斗・山畠一一斗、中の在所が上畠一五斗・中畠一三斗・下畠一一斗三升・山畠一七升、下の在所が上畠一二斗・中畠一一斗・下畠一六升・山畠一四升になつてゐる。この石盛りは田方の如く畑位差は一定しておらず、上の在所は山畠を除けば三斗下りになつてゐるのにたいして、中の在所は上畠一中畠の差が二斗、中畠一下畠の差が一斗七升、下の在所は上畠一中畠の差が一斗、中畠一下畠の差が四升の如くまちまちである。下畠一山畠の畑位差も同様である。さらに村位差も田方に比べると不統一になつており、前年(一五九三)の豊後で行なわれてい

(第Ⅱ-1表) 文禄三年七月十一日付け島津領検地石盛り

| 下の在所 | 田 | 畠 | 位付 | 田 | 畠 | 位付 | 田 | 畠 | 位付 | 田 | 畠 | 位付 |
|------|-----|-----|----|---|---|----|----|---|----|---|---|----|
| .9 | 1.3 | 1.7 | 石斗 | 上 | | | 田 | 方 | | | | |
| .6 | 1.0 | 1.4 | 石斗 | | | | 中 | | | | | |
| .3 | .7 | 1.1 | 石斗 | | | | 下 | | | | | |
| .2 | .5 | 1.2 | 石斗 | | | | 上 | | | | | |
| .1 | .3 | .9 | 石斗 | | | | 中 | | | | | |
| .06 | .13 | .6 | 石斗 | | | | 下 | | | | | |
| .04 | .07 | .1 | 石斗 | | | | 山畠 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 備 |
| | | | | | | | | | | | | 考 |

る村位別石盛りの如く整然としている。

ともあれ、右の石盛りが島津領の検地に先立つて七月十一日付けで示されたが、何らかの理由で「秀吉朱印状」が五日後の同月十六日付けで発せられ、全面的に石盛りが訂正されているのが注目される。

村位は上ノ村、中ノ村、下ノ村、下々ノ村と四段階になり、下々ノ村が新しく設けられている(第Ⅱ-2表参照)。

(第Ⅱ-2表) 文禄三年七月十六日付け島津領検地石盛り

| 下々ノ村 | 下ノ村 | 中ノ村 | 上ノ村 | 村位付 | 田畠品 | 上 | 田 | 中 | 下 | 畠 | 品 | 方 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|----|---|---|---|---|---|---|
| 1.0 | 1.2 | 1.4 | 1.6 | 石斗 | | 田 | | | | | | |
| .8 | 1.0 | 1.2 | 1.4 | 石斗 | | 中 | | | | | | |
| .6 | .8 | 1.0 | 1.2 | 石斗 | | 下 | | | | | | |
| .7 | .8 | 1.0 | 1.2 | 石斗 | | 上 | | | | | | |
| .5 | .6 | .8 | 1.0 | 石斗 | | 中 | | | | | | |
| .3 | .4 | .6 | 1.0 | 石斗 | | 下 | | | | | | |
| 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 石斗 | | 屋敷 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 備 |
| | | | | | | | | | | | | 考 |

石盛りは上ノ村上田一一石六斗・中田一一石四斗・下田一一石二斗、中ノ村上田一一石四斗・中田一一石二斗・下田一一石、下ノ村上田一一石二斗・中田一一石・下田一八斗、下々ノ村上田一一石・中田一八斗・下田一六斗で、各村位内の田位差はすべて二斗下り、村位差も二斗と統一されている。

畑方を見ると山畑がなくなつており、上ノ村上畑一一石二斗・中畑一一石・下畑一八斗、中ノ村上畑一一石・中畑一八斗・下畑一六斗、下ノ村上畑一八斗・中畑一六斗・下畑一四斗、下々ノ村上畑一七斗・中畑一五斗・下畑一三斗で、各村位内の畑位差は田方同様に二斗下りに一定している。しかし村位差は上ノ村と下ノ村間は、それぞれ二斗で田方の村位差と同じであるが、下ノ村と下々ノ村間だけは一斗になつておる。これは豊後南部四郡で下ノ村畑方石盛りが中ノ村のそれより二斗低く、上ノ村と中ノ村の村位差の倍の石盛りになつていたとの逆であるのが注目される。

また「秀吉朱印状」には新しく屋敷方の石盛りが示されており、これは村位とは無関係に「総・屋敷方・壹・代」と統一されていることは、先述の豊後南部四郡の村位別石盛りと同様である。一方、町屋敷の石盛りも「町方やしき 壱石三斗代 但・上・中・下可有之」と、一石三斗を基準にして石盛りに上・中・下をつけることを示してあることは、豊後国臼杵町屋での実際の石盛りと合せて、村位別石盛り制による町屋敷の石盛りのし方、ひいては町人支配のし方を知る好史料であるといえよう。

以上が文禄三年（一五九四）の島津領検地にあたつて、相次いで出された二様の村位別石盛りの概観である。そこで上述の諸点を整理して「秀吉朱印状」による村位別石盛りの特徴を見ると次の如くなる。

(一) 村位は(A)文書の上・中・下三段階から(B)文書では下々を新設して四段階とし、より在地の実状に合つた合理的石盛りになつてゐるらしいことが注目されるし、秀吉の、村位別石盛りにたいするひとつ姿勢を見ることができる。

(二) 村位の増設で(A)文書の山畑が(B)文書では姿を消しており、石盛りは後者の方が全面的に高くなつておる。これは一面では在地の実状を考慮しながら、他面では収奪の強化を計つた村位別石盛り制の特徴の如く考えられる。

三 田方の石盛りは、各村位差二斗、同一村位内の田位差は二斗下り、畑方は下ノ村と下々ノ村の村位差を除いた他の村位

差は一斗、各村位内の畠位差はすべて一斗下りになつてゐる。

(四) (B)文書では屋敷方の石盛りを定め、総国屋敷を一石に統一し、町方屋敷は一石三斗を基準に上・中・下の石盛りを命じてゐる。総国屋敷の石盛りが上述の如く村位とは無関係に、中ノ村上畠と同額の一石であることから考へると、町方屋敷の石盛りは一石三斗が中位の石盛りを示すものかとも考へられる。^④

従来、島津領での右の如き村位別の石盛りは一応注目されてはいるものの、島津領独自の石盛りの如く考へられており、さして重視されていないきらいがあつた。しかし村位別石盛りは島津領独特のものでないことは、前述の豊後や、次項以下に述べる諸国での検地でも見られるものであることを考へると、島津領での村位別石盛りのし方、および検地条目の内容的変化等は注目し直す必要がありそうである。^⑤

なお、日向の長谷場文書にも「島津氏領検地石盛書案」があるが、先出の(B)文書と同内容のものであるので省略した。

(註)

① 「島津家文書」一〇九九・一一〇〇『大日本古文書』(家わけ一六)。なお島津領での検地における検地役人を知る史料としては、「島津家文書」一〇九八がある。

② 拙稿「文禄検地における臼杵町屋敷と石盛」『大分県地方史』(五一)二九〇四二頁。

③ 石盛りは、下ノ村と下々ノ村の畠方石盛りの村位差を除く他は、田畠とも村位差、田畠位差はすべて一斗であることがら考へると、町方屋敷の石盛りは中ノ町が一石三斗で、上ノ町は二斗多い一石五斗、下ノ町は二斗下りの一石一斗かとも考へられるが、詳らかにし得ない。

④ 児玉幸多著『近世農民生活史』一八頁。宮川満著『太閤検地論』(1)二二七・二三八頁。松尾寿「太閤検地の斗代について」『史林』(五二卷一号)四頁ほか。

⑤ 「長谷場文書」二三六『日向古文書集成』(全) (未完)〔県立大分工業高校(定時制)教諭大分市大石町二丁目一組西〕